

18歳から賢い消費者生活を学ぼう

当法人運営委員

みとしろ法律事務所 弁護士 山崎 雄一郎

令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられてから数か月が経過しました。いまのところ、18歳、19歳の消費者トラブルが顕著に起きているという事象はないようです。ですが、従来から20代の比較的若年層に起きていた消費者トラブルは、18歳や19歳の人たちにも、広がっていくであろうことは、想像に難くありません。**賢く消費者生活を過ごすための知識を18歳から学んでいくことが大切です。**

独立行政法人国民生活センターのウェブサイトでは、具体的な注意喚起が掲載されていて、参考になります。

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/waka_mono.html

この中から2つほどご紹介して、具体的な注意点を検討してみましょう。

〔脱毛エステの事例〕

若者が少しでも自分の容姿を良く見せようとするのは、自然な欲求ですが、そこに付け入って、効果に疑問のある施術であっても契約を締結させようとする業者も少なくありません。

紛争事例に、部位を選んで300回脱毛できるプランを代金約66万円で、信販会社の36回払いを利用して契約した男性の例が掲載されています。

動画サイトで10回通えばつるつるになると宣伝していましたが、15回通っても効果が表れず、むしろ施術前より濃い毛が生えてきてしまったので、その男性は、エステ業者に解約を申し入れましたが、業者は直ちには応じませんでした。国民生活センター紛争解決委員会のあっせんで、その時点で支払済みだった約23万円の8割を業者から返金させる内容で和解に至っています。

この事例では、特定商取引法が定める契約書面に記載しなければならなかった事項（具体的な施術内容など）が欠けていて、クーリングオフ期間が進行していないと考える余地があったことが、業者側を説得する決め手になりましたが、この男性にとって、脱毛が約66万円支払うことに**見合うかをじっくり考えられていたのかも**疑問です。36回払いでしたので、**月々2万円程度の支払いで、月給を超えるような高額であることや、途中で解約しづらくなっていることが見えていなかった**ようにも思います。

〔インターネットビジネスの事例〕

コロナ禍の影響もあって、アルバイト先が減っており、SNSで簡単に稼げるなどと誘惑して、稼ぎ口を見つけれない若者の窮状に漬け込む商法も見受けられます。

新しい研究員のご紹介

今月より参加いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

吉元 利行 博士（法学）

当法人上席研究員

現代ビジネス法研究所 代表



大学卒業後、決済サービスの法務を長年担当。この間割賦販売法、貸金業法、サービス法などの業法改正、消費者契約法、個人情報保護法、民法改正など利用者保護法制に関与。

その他、中央大学比較法研究所嘱託研究員を歴任。おもな著作に、「判例に学ぶ 決済サービスの法律と実務」（きんざい）共著で「リースクレジットの法律相談」（青林書院）、など。

紛争事例に、大学の授業料を稼ぐため、SNSで「洋服の転売で稼げる」という相手方販売会社の広告を見て、転売ビジネスの契約を締結した例が紹介されています。

「相手方販売会社から、有名ブランドの服を購入できる」「年間30万円相当の服を無料でもらえる」「20~30万円は余裕でもうけられる」等と言われ、転売のアドバイスももらえるとのことでした。その人は、契約金額約28万円をについてクレジットカードを使って一括払いで決済しました。ところが、相手方販売会社から送られてくる服は、古い型で、フリマサイトでは全く売れず、転売のアドバイスも得られなかったため、契約の1か月後には解約を申し入れて28万円の返金を求めました。

国民生活センター紛争解決委員会のあっせんでは、相手方販売会社の利用規約において契約から4日目以降は解約しても代金を返還しないと定める条項がある点が消費者契約法上無効と判断される可能性があること、この提供するサービスの仕組みは、仕入れ面で申請人らの自由度が制限されていることから、特定商取引法に定める業務提供誘引販売と判断される余地もあり、その場合は書面不交付でクーリングオフとなる可能性があることなどの説得が行われまし

たが、結局、双方の歩み寄りがなく、不調に終わってしまいました。

貧困層を狙った悪質商法に対して「貧困ビジネス」という呼び方があります。典型的には、貧困者を狭い宿舎に居住させ、一定額の小遣いを渡すのみで、生活保護費を総取りし、貧困から脱出を困難にするといった組織的な活動をいいますが、本件のような、稼得先が乏しい学生などを狙って、登録料などの名目で、少なくない金額を先取りするスキームも貧困ビジネスと呼んで良いでしょう。

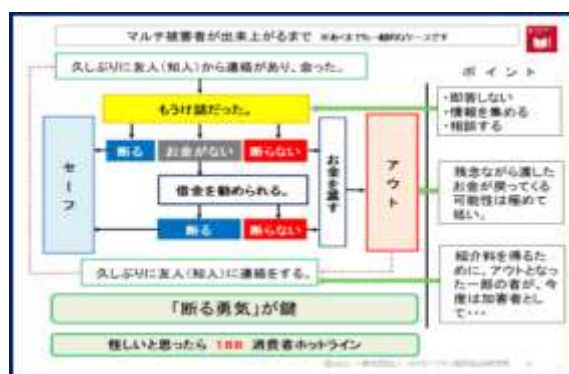
「簡単に稼げる」「気軽に始められる」といった宣伝文句で勧誘する例が多いですが、本当に簡単に気軽に稼げるなら、他の人には教えず、その業者が自らやっているはずです。

なかなか稼げず、切羽詰まった状況では、耳障りの良い情報のみが入ってきがちですが、**ビジネススキームの説明の際に、マイナス情報が全くないものは、眉唾だと冷静に判断することが必要です。**たとえ、結果的に問題のないものであっても、そのビジネスによって自分が陥るかもしれない**リスクについて考える余裕がないときには、一旦やめて、家族など、信頼できる人に相談し、白紙に戻して考え直すことが必要でしょう。**

セーフティNow!



18歳成年啓発時のスライド（一部分） 全問正解は意外と少ない。



マルチ商法説明のスライド（一部分）

学校様向け講演のテーマで、最近よくご相談を受けるのは、「18歳成年」と「マルチ商法」への啓発を行って欲しいとのご要望です。

「18歳成年」や「マルチ商法への警鐘」は法律や刑法犯罪までに踏み込んだ解釈が必要となります。

そのため、必要な場合は、家計管理と事例紹介は当法人、法解釈や事前質問によるご相談がある場合は、当法人のグループ会社「NTS総合弁護士法人」のご協力を得て、同弁護士法人の弁護士がお話をさせていただくパッケージもご用意しております。（事務局）

家計改善の進め方

カウンセリングセンター長 有田 宏美

私どもの研究所には、家計に困窮している方、債務を背負った方が相談に見えられます。相談者に対しては、家計管理の習慣を身に付けて自立した家計を営めるよう支援しています。今回は、家計改善の進め方についてご紹介します

1 生活の幅を知る

自身の生活の幅（収入と支出）を知ってもらうために、買い物のレシートをもらうことから始めます。自分にいくら収入があって、いくら暮らしをしているのかを「知る」ことが家計改善の初めの一歩です。ここが把握できていないと、家計のどこに問題があり、どの程度の改善が必要なのかを共有することができません。

コロナ禍に入り、キャッシュレス化が進みましたが、見えないお金の流れは管理しにくいだけでなく、使いすぎや、お金がない時に頼ることで債務の入口へとつながります。**自分の家計を把握できるまでは現金生活が基本です。**

2 「家計の基本」を身に付ける

家計管理には基本があります。それは「**収入－固定費－貯金＝自由に使えるお金**」です。固定費とは、支払わなければペナルティが発生するお金のことで、家賃、水・光熱費、通信費などの生活費の他に、税金や社会保険料などがあります。

相談者の中には、お金が入ると、請求が厳しいもの、欲しいものからお金を使うなど「支払いの優先順位」を間違えている方が目立ちます。収入が入ったら、まず、固定費を仕分けることが大切です。

固定費の次は「貯金」です。よく、「残ったら貯金しようと思っていました」という声を聞きますが、お金に余裕がない人ほど、最初に貯金をしないと、いつまで経っても貯まらないのです。

3 自分だけの「幸せの基準」を持つ

生活困窮にあると、家計の基本式で出た「自由に使えるお金」は僅かです。その僅かなお金の中で、食費や交際費、理容・美容費などをやりくりしなければなりません。自由に使えるからと無計画に使っ

ていると月末にお金がない事態に陥る危険があります。とはいえ、常に節約しなければならないと思うと我慢は長続きせず、家計改善に至る前に挫折してしまいます。実は、家計の改善は「習慣の改善」によるところが大きく、これまでに身に付いたお金の使い方を改善するには、根気と時間を要します。

そこで私どもでは、自分の「幸せの基準」を明確にするよう伝えています。「**幸せの基準**」とは**他の人と比べないこと、自分が何を大切に生きていきたいのかを明確にすること**を言います。幸せの基準でお金を使うと充足感を得ることができるため、他の費目での改善へと導きやすくなります。

家計改善は、一朝一夕にできることではありませんが、小さな成功体験を繰り返していくことで、お金の使い方に自信が持てるようになり、お金を大切に扱うようになっていきます。

一方、最近では2度目の自己破産、2度目の債務整理の相談が珍しくありません。その原因を考えたとき、同じことを繰り返す人は再生した人に比べて、「覚悟の機会」を逃していることに気がつきます。具体的には、

- ・任意整理の機会を得たにも関わらず、一部の債務（自動車ローン、知人からの債務など）を整理しなかったために、その返済が再びの債務増加につながってしまう。
- ・同じことを繰り返さないために、親や周りの人々が金銭的支援をすることで、本人が再生する覚悟の機会を妨げてしまう。
- ・債務を法律だけで解決すると、家計改善・習慣改善の覚悟につながりにくい。

家計の改善、再生のためには、支援する側も本人も、二度と同じことを繰り返さない、繰り返させない覚悟が必要です。



ゆきち
当法人のマスコット
キャラクターです。

活動状況（講師派遣）

【過去実績】 ※五十音順・複数回実施を含みます

【教育関係など】

神田外語大学
神田女学園高等学校
札幌創成高等学校
札幌大学
新宿医療専門学校
新東京歯科衛生士・歯科技工士学校
東京アニメ・声優専門学校
東京家政大学板橋キャンパス
東京コミュニケーションアート専門学校
東京バイオテクノロジー専門学校
東京ベルエポック美容専門学校
東京富士大学
帝京科学大学
東京都立片倉高等学校
東京都立永山高等学校
東京都立農業高等学校
日本歯薬専門学校
武蔵野大学附属千代田高等学院
横浜美術大学
了徳寺大学

【行政機関など】

茨城県奨学金貸付担当者勉強会
茨城県神栖市中央公民館
・親子で学ぶおこづかい講座
・気軽に学べるキャッシュレス講座
茨城県庁債権管理業務研修会
大分県母子・父子自立支援員研修会
埼玉県教職員等消費者教育セミナー
さいたま市女性学研究会
佐賀県こども家庭課
佐賀県母子・父子自立支援員研修会
島根県ひとり親福祉担当職員研修会
栃木県母子・父子福祉貸付金債権回収業務研修会
鳥取県税外未収金に係る庁内会議
横浜市緑区高校生対象自立支援講座
横浜市緑区鴨居ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区霧が丘ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区十日市場ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区中山ケアプラザ「シニア講座」
横浜市緑区山下ふじ寿か園「シニア講座」
横浜市内南区高校生対象自立支援講座

【その他】

一般社団法人 家の光協会
中高年事業団 やまて企業組合
栃木県社会福祉協議会母子・父子自立支援員等研修会
長野県母子・父子自立支援員連絡協議会
ビズアップ総研株式会社
福岡県行橋商工会議所主催講演会

【講演のご依頼】

講演のご依頼がございましたら、同封の申込書をメールまたはFAXでいただくか、下記ご連絡先までお問い合わせください。

【リモート対応】

リモートでの講演対応もご用意しております。
詳しくは事務局までお問い合わせください。



【家計教養チャンネル】

当法人のYouTubeコンテンツです。過去の講演についてもご紹介させていただきますので、ご参考にしてください。

URL:<https://www.youtube.com/channel/UCFjBX2A1QXwW922gmCsSrjw>



【寄付のお願い】

私どもの活動にご賛同いただける方からのご寄付を受付けております。詳しくはホームページをご覧ください。



ニュースリリース 2022. 12 No.9

《編集・発行》

一般社団法人 NTSセーフティ家計総合研究所

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル3階

TEL (03) 6459-4770 (担当: 長野)

FAX (03) 3457-1630

URL: <https://nts-safety.com> Mail: nts-kskn@nts-hd.co.jp

